

慶弔に関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社団法人電気加工学会(以下「当学会」という)における会員の慶弔に関して規定するものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、当学会の会員の慶事及び弔事に関わる当学会の対応について適用する。

第2章 細目の取り決め

(慶事)

第3条 当学会活動に特に寄与した会員の慶事を慶祝することが適当であると、会長および常務理事が妥当と判断した場合には、会長名で祝電を贈る

(弔事)

第4条 弔事の際の当学会の対応は次の通りとする。

1. 弔電(会長名)

名誉会員、会長および会長経験者、役員および役員経験者、支部長、評議員、会員で会長および常務理事が妥当と認めた者

2. 生花(会長名)

名誉会員、会長および会長経験者

3. 学会誌掲載

写真、略歴、役職名:名誉会員、会長および会長経験者、役員

役職:支部長、役員経験者、評議員、会員で会長および常務理事が妥当と認めた者

(適用範囲)

第5条 本規定は本人または関係者から当学会に申し出があった場合に適用する。

付則

この規定は平成17年4月26日から施行する。(平成16年度第4回理事会承認)